議第86号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年２月15日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

県道安曇川今津線の施設不備による事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第13号の規定に基づき、議決を求める。

１，２９１，７８２円

（参　考）

平成28年６月１日（水）14時18分頃滋賀県高島市新旭町藁園地先の県道において、施設不備により、　　に対し、損害を与えたことによる賠償金である。